



Title	スペイン語に「未来」はあるか?同格化された法・時制概念をめざして
Author(s)	出口, 厚実
Citation	Estudios Hispánicos. 1987, 12, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93777
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

スペイン語に「未来」はあるか？

同格化された法・時制概念をめざして

出口 厚 実

0. 序

拙稿 (1980 a, 1980 b) において現代スペイン語の叙法・時制体系を新しい角度から再編成する試案を示した。時制名称の用語法についての不一致はさておき、従来のほとんどの文法書や時制論が採用している一般的な分析とは非常に異った(1)のようなスペイン語の叙法・時制マトリックスを提案した[cf. 出口(1980 a : 92), 同(1980 b : 65)]。

(1)

時制 / 法	直説法	推定法	接続法
非 過 去	amo	amaré	ame
過 去	amaba/amé	amaría	amara (amase)
非過去完了	he amado	habré amado	haya amado
過 去 完 了	había amado	habría amado	hubiera (hubiese) amado

推定法 (Presumptive, Presuntivo) と呼ばれる叙法下位範疇を設定し、これまで「未来」「未来完了」「過去未来」「過去未来完了」などと称されていた直説法の諸時制を吸収した結果、この新分類では“未来”に関連する時制カテゴリーが消滅しているのが特色である。前述の2稿は叙法を意味側面から探究する過程で、直説法/接続法の2元対立よりもむしろ両範疇の中間に位置する第3の叙法概念を仮定すれば自然な説明が可能になるような事実の存在に気づき、いわば叙法論の中から着想を得たものであった。

たまたま、本年度の関西スペイン語学研究会(第6回SELEK)が、「時制・アスペクト」を統一テーマとしたことから、この機会に叙法の側からではなく時制論の内部で新提案を再考してみることにした。この稿は、従って前記 SELEK で口頭発表した内容の一部を補説・修正したもので

ある。結論として出口 (1980 a, b) を再確認するだけでなく、時制の体系化それ自身の便宜性においても、2時制3法の新しい捉え方が支持できるとするいくつかの論拠を追加する。さらに、法・時制の定義を改良し、一部の範疇に新名称を導入するなど、部分的な修正を加えるつもりである。

1.1. スペイン語時制論の問題点

テンスの分類とその機能の詳定が文法記述の中でかなりの比重を占めて来たのは、スペイン語動詞における豊富な屈折変化の存在と無縁でない。時制についての内外の専門的論考は少なくないが、方法論の違いを越えて各種の分析で大前提として受け入れ堅持されている部分がある。それはスペイン語の時制が現在・過去・未来という時間概念の3区分と直接の対応をもち、前者の体系は後者に立脚すると見る考え方である。分析者が意図する重点の領域により精密さの度合に差はあるものの、この3区分を原理として複雑な時間ベクトル上の点や線分と時制機能を関連づける試みが多くなされている。その際、見逃せないもう一つの特色として、これらの説明・例証が直説法動詞形で以て裏付けられ、接続法では問題の時制機能が当てはまらないことや、異なる基準が必要になる旨の留保が付されるのが常であるという点がある。

もしスペイン語時制の現在・過去・未来の3単位分割に疑問を差しはさむ余地がないとすれば、確かに時制体系そのものの論議はもはやほとんど不要であろう。従って、個別時制の特徴をめぐる詳論に主たる関心が向けられたのは当然で、時制体系論^{注1}あるいは“大時制論”とでも言うべき、時制と法組織の根幹を洗い直そうとする議論は極めて乏しかった。現在・過去・未来の3区分がなぜ不文律のように時制カテゴリーの要諦として過当な信頼を得続けているかの理由は興味深いテーマではあるが、ここでは深く追求しない。3分された時間棒の各々が日常言語の用法の中で示す意味の曖昧性が逆に文法カテゴリーとして好都合だったのであろう。また時間に関して人々の懐く素朴な区分感覚の束縛は非常に強力であることは確かだ、論理的時間と文法時制の峻別を説く文法学者自らの判断を誤まらしめる程の影響を及ぼしているとも見ることが出来る。法と時制が文法体系の中でどのような関係にあるかを透析する以前に、過去→現在→未来という実用的時間ベクトルの慣習化されたパターンを「文法時制」の下位概念にそ

のまま流用してしまうと、純粹な時制の追求を妨げる盲点を作り出す結果となる。

1.2. 「法・時制」とラベル

いくつかの適切な状況枠を設定し、そこで置換操作を順次進めて行くことにより動詞語形集合の一連を区別し、各々の組に名称を与えることができよう。例えば、一定の意味統語的条件の下で(2)の各語形が等価になるような抽出がなされたとする。

(2) *amé, amaste, amó, amamos, amasteis, amaron.*

これらの6形を集合として言及するラベルに「直説法単純完了過去」「直説法不定過去」「直説法過去」「直説法点過去」「直説法絶対過去」etc. さまざまな名称が利用されており、その中のどの呼称がより適切かの議論がしばしば起こる。このようなラベル論争に対する一つの解答として Real Academia Española (1973) の次の一節の立場を貫徹する方法が考えられる：

(3) *No cabe, pues, ser muy exigente en la elección de los términos gramaticales y toda la discusión acerca de su propiedad e impropiedad resulta en último término una discusión bizantina.*

もっともアカデミアは文法用語に対する上記の割り切った判断で名称問題を一蹴したのではなく、用語改変に際しての理論的根拠の弱さを糊塗するための弁明であったのかも知れず、なぜかかって制定した名称の改定に固執する姿勢が見られる。

Resnick (1984 : 92) も指摘するとおり、学術用語におけるカテゴリーのラベルはその理論の中核である定義をさらに凝縮したものとみなされるべきであろう。時制範疇の各対立で示差的でかつ一般性のある性質を表わす表現を求める一方で、教授法の立場から利点の大きい名称を用いたいなど、異質な基準や要求との妥協を迫られている現行の用語体系は不均斉・不統一が目立ちすべての文法家を満足させるものではない。しかし拙稿(1980 a, b) や小論の目的は、例えば(2)に対して具体的にどの名称が最良であるかを、または「未来」と称されている語形群に特定の別名称がふさわしいとラベルの付け換えを主張しようとするものではない。用語の適不適はある理論・分析の実質内容とその命名方式との関連において副次的に議論することができる。だが名称の是非それ自身を論争点とするのは、(3)

で指摘されるように文法の充実とは無縁である。

動詞語形の形式的区別が統語・意味上の基準でなされる分類・体系化と *a priori* に同一であるべきとも異なるべきであるとも言えない。同一言語内では両者間に何らかの依存関係(恐らく一方から他方へのみの片方向的な支配でない)があることは予想される。さらに、動詞の組織それ自体を考察するためには既に一定の分析結果を内含している形態論的分類、統語意味論的分類のいずれでもない中立無色のままで一連の語形に言及できるような名称が必要であると考え。例えば、動詞形 *amarás* を「直説法未来形」と呼ぶと仮定した場合、・・・形が接尾されるときは *formal class* のみを指示するという規約をたとえ設けたとしても、その通り実行・解釈され難いようである。即ち、*amaré, amarás, amará*...etc. の語形集合に属す単なる形態と感ずるよう強制されたとしても、通常はそれが「直説法」として他の法範疇と対立した機能を持ち、加えて「現在」と「過去」の時制カテゴリーと対照される“未来性”を含むものであるという分析に自然に進んでしまう。

このような既成の文法範疇の連想と干渉を避けるには形式的クラスを指示するための厳密なコード体系を設ければよく、実際、いくつかの時制分析で採用されている注²。ただし新に記号・数字と語形類を関連づける対照表を示し、逐一翻訳作業を要求するのは煩雑なので、本稿では一 *ar* 型規則動詞の 1 つである *amar* の 1 人称単数に対応する活用形, v. gr. *AMO, HE AMADO*,... を示すことにより同じ条件下で主語の置換に相応して範列的に交替し得るすべての形式の集合に言及することにする。*AMO* (形) を例にとれば、これは *amo, amas, ama, amamos, amáis, aman* だけでなく、活用種別や規則変化・不規則変化を問わずあらゆる動詞に関して、これらと同一統語意味上の条件で出現し得る形態を指し示すこととする。注³

1.3. 形態論的ラベル

AMARÉ 形の中の 1 形態、例えば *amaréis* に言及する場合、形態論上の議論においてさえ「直説法未来 2 人称複数」という呼称を用いるのが慣習となっている。しかし動詞屈折の体系的記述が「直説法未来」や「2 人称複数」等の範疇名でもって規定されるのが本当にふさわしいのかどうかは検討されて見る価値があるのではないだろうか。人称と数カテゴリーは

動詞形態論の記述と説明に不可欠なのか、何故有益なのかは統語意味的な基準と独立して検証されるべき事柄である。「人称」と「数」を変数として AMARÉ を下位区分し, *amaré*, *amarás*, *amará*, *amaremos*, *amaréis*, *amarán* 6 形を特定するのは、実はこれらの語形の形態的分析から得られた命名法ではない。なぜなら 2 人称を独立して標識化する形態音韻的成分を認めることもできず、単数・複数カテゴリーを表すような動詞語形の断片も存在しないように思われるからである^{注4}。そこで形態論での語形言及では、例えば(4)のように「2 人称複数」は # 5 形、「1 人称単数」は # 1 形, etc. と特定化できる。

(4) <i>amaré</i>	1
<i>amarás</i>	2
<i>amará</i>	3
<i>amaremos</i>	4
<i>amaréis</i>	5
<i>amarán</i>	6

1 ~ # 6 それぞれの要素は *paradigma* の中でいくつかの異形態実現を持ち得るが具体的音形との対応を確立できる (1 = ϕ ; 2 = s; 3 = ϕ ; 4 = mos; 5 = is; 6 = n) ので形態的基準に根拠を置くものである。(4)の 6 形態は AMAR 形 (不定詞) から拡張されるタイプ (語幹から拡張されるタイプと対立する) の 1 つであり、また一方 AMARÉ 形と AMARÍA 形とは AMO が AMABA が異なるのと似た基準で区別される。仮にこの形態特性を中間拡張の存否に求め、その不在を ϕ , 存在を標準音形で示すとすれば AMARÉ 対 AMARÍA は ϕ /ba と表せる。その結果 *amaréis* を *am- の R 拡張- ϕ -5 形と呼び、*amában* を幹拡張-ba-6 形とラベル付けすることができよう。

動詞語形組織を形態論内部で見える場合、上述のような分類基準がふさわしいにもかかわらず“○○法××時制□人称△数”という統語素性を媒介として形態を指示するのが慣わしとなっている。そのため、語形成の範疇としても「人称」「数」が関与的であるかのような誤解を生む恐れがある。同様に「法・時制」は連辞的環境で動詞の形態を決定づける変数であるが、形態論の側から見れば外部からもたらされる入力パラメーターであって、活用類に関する特性、幹の変化・不変化 (いわゆる規則・不規則活用),

末尾種類などの諸々の形態特性とは異質なものである。「直説法未来形」という限定法は末尾に“形”が付けられているにもかかわらず、何ら形態論的ラベルでないことに留意しなければならない。前節1.2.の AMARÉ を動詞語形論の分類命名で呼ぶならば、-R拡張- ϕ 型あるいはこれに類する schema で固定されるべきであろう。

本節は小稿の主テーマから逸れるが、〇〇法××時制式の表記法がその領分を越えて多用されている現実を指摘し、この種の法時制分類の影響力の大きさを明らかにした。

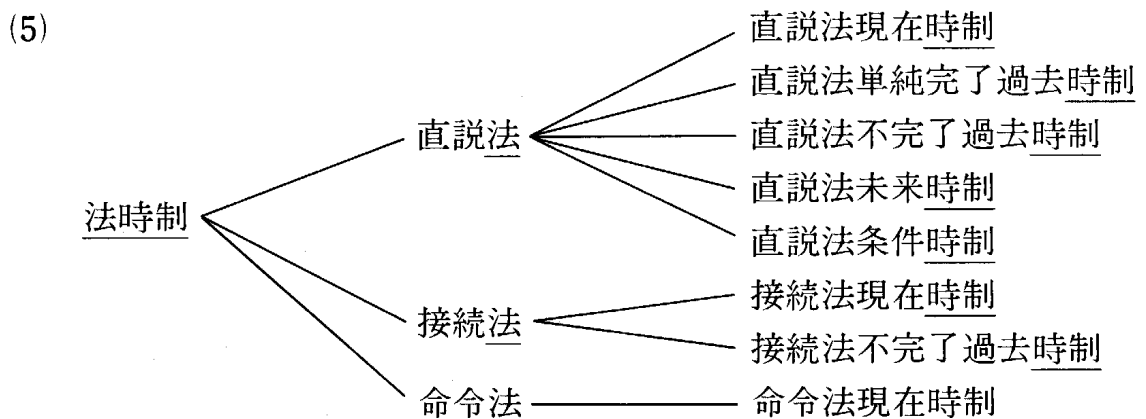
1.4. 「法時制」か「法・時制」か

動詞に法と時制の両範疇を認めるかどうかを問えばスペイン語文法の研究者はほとんど全員が肯定に同意するだろう。しかし法と時制の相互関係についてはかなり曖昧なまま二つのカテゴリーの存在が承認され利用されているようである。近年、特に叙法に関する論議が活発で様々な分析が提案されている(cf. 出口1980a, b, 1981a, b, 1982, 1983a, b)。直説法/接続法の対立関係や交替、その意味論的定義は当然であるが、あらゆる時制に有効な一般理論をめざして追求され、各時制毎に根本的に異なった法対立の図式が必要だという結論に達した人はないようである。無論、時制に個有な局所的対立や非組織的 gap は存在するが、叙法分析の中心は時制範疇の枠を越えた所でどのような普遍性を見出すかにあるとみてよい。各種の文法マニュアルでも多かれ少かれ「法」の概説がなされるのが常で、代表的なRAE(1973)は数ページにわたり叙法を一般的に(i. e. 時制ごとに縦割りされずに)説明している。法時制は、少なくとも叙法サイドから見る限り、時制を切り離して一般化し得る複合範疇とみなされているのである。

一方の「時制」はどのように扱われているのだろうか。RAE(1973: 462~3)では時制概説(Los tiempos en general)と題した一項で、アスペクトがらみの完了時制/不完了時制の区別が、続いて絶対時制/相対時制の分類法が解説されている。しかし時制の下位範疇であるはずの「現在・過去・未来」への言及を避けている。つまり、Esbozoでの時制は「法」と交差的に存在し得る独立の文法範疇なのではなく、直説法現在、直接法単純完了過去、直説法複合完了過去……などが互に対立するレベルとしての「法時制」単位のみが仮定されているように見える。このシステムでは

AMO, AMÉ, AMABA...etc. 語形類の種類と同数の時制 (=法時制) 区分が仮定され、「法」の相違に係わりなく妥当する時制概念〔本稿ではこれを“同格化された時制”と呼ぶ〕は定義されていないのである。実際, Esbozo の記述を追って行けば「直説法の諸時制」, 「接続法の諸時制」の各節で各時制の機能・用法が論じられているものの, 「現在」時制や「未来」時制の文法的規定は見当らない。「直説法現在」「接続法現在」「命令法現在」; 「直説法未来」「接続法未来」等の命名体系は misleading である。これらの名称は“直説法”“接続法”“命令法”の3法範疇と“現在”“未来”の2時制範疇の組合せから生じる複合概念と解釈するのが普通であるし, また法を捨象した純粹な時制的カテゴリーの存在を多くの人々が経験上予想するために, なおさらこのように信じ易いからである。法時制名に含まれる「現在」, 「未来」などは文法上は独立した範疇としての資格が与えられていないけれども, 日常語彙としてこれらの語が含意する莫然とした時間指示を一種の擬似文法概念として暗黙裏に利用しようとしているのではないかと思われる。

法(と)時制という呼び方が定着しているのに反し, 時制(と)法が耳馴れないことからわかるように, 両者は対等同格の範疇とみなされていない。法の下位範疇は統語・意味的に規定(それが成功しているか否かを別にして)されるが, 時制の下位単位である「現在」「未来」etc. は文法範疇として明示的に確定されることなく, それぞれ独立して各下位法範疇を識別する補助ラベルとして用いられている。



上図の模式から明らかなように階層化された法時制体系(5)では, 法の違い越えて言及できる時制上の範疇はなく, 直説法現在の“現在”と接続法現

在あるいは命令法現在の中の“現在”はラベルは同じでありながら同等性を保障されていないのである。

筆者の想定する法時制組織は階層構造を呈さず、法Mと時制Tは同格の位階にあり、Mの下位範疇 m_1, m_2, m_3 はTから独立して規定され得るしまた、Tの下位範疇 t_1, t_2 もMと独立して規定され、“法・時制”という複合範疇ラベルの各々は両カテゴリーの直交座標の価値をストレートに与えられるものとする。

(6) 時制 / 法	m_1	m_2	m_3
t_1	$m_1 t_1$	$m_2 t_1$	$m_3 t_1$
t_2	$m_1 t_2$	$m_2 t_2$	$m_3 t_2$

この提案では○○法××時制は6種類存在する。勿論、法と時制カテゴリーの組合わせであるこの数と語形クラスの種類とは一致しない。語形類の種類にはさらにアスペクトの対立から生じる区別が含まれるが、それらがすべて法時制範疇の枠内で分類されなければならないという必然性はない。^{注5}

(5)の最下階層は出口(1986)の表現法を用いれば1種の“どんぶり時制”である。法・時制は各々自律のカテゴリーではなく混然一体となって、他の法時制に対し文法範疇として、また同時に語形クラスとしても対立する。その名称の中に超分節要素風に付随する叙法分類は独自の法範疇を形成するという奇妙な半包含2重概念の様相を示す。RAE(1973:476)は“接続法のいくつかの形態の用法と意味を説明するのに時制名称はほとんど不適切である”と認める。しかし、この原因はしばしば展開される接続法における時制弱体説、無時制説(cf. Luján(1978), Sandoval(1984))が主張するような時制と接続法の特殊な関係にあるのではなく、(5)のどんぶりの多時制分析そのものの欠陥によると思われる。小論は、法と時制は分離され互に独立した対立系を持つという意味合いで同格のカテゴリーであり^{注6}、かつ語形類や形態論的基準から見た形式クラスから明確に区別されるべきであることを強調したい。(5)と(6)は表面上は共に○○法××時制で示されるが、法・時制の捉え方には大きな隔りがあり、(6)の方式、具体的にはTを2時制、Mを3法(直説法・推定法・接続法)と設定する案がスペイン語の実体に即するものであることを以下に論じるつもりである。

1.5. 時制の時間指示

「時制」の最も基本的な機能は事象の生起を一定の時間枠へ関連づけることにあるという見方にそれほど異論はないであろう。ここではスペイン語の伝統的な時制区分がこの始源的な役割においてさえ無視できない問題点をはらんでいる点を指摘する。時間の精密な概念化は不要なので、基準時間（通常は発話時の周辺）を“現在時”，時間ベクトル上のその前後をそれぞれ“過去時”“未来時”と大雑把に表わすことにすれば，単純形7種の法時制は下記の時間指示と対応する。

(7) 語形クラス	法時制	時間指示
AMO	直説法現在	現在時・未来時
AMARÉ	直説法未来	現在時・未来時
AMABA	直説法不完了過去	過去時(現在時・未来時)
AMÉ	直説法完了過去	過去時
AMARÍA	直説法条件	過去時(現在時・未来時)
AME	接続法現在	現在時・未来時
AMARA	接続法過去	過去時(現在時・未来時)
[AMASE]		

上表で括弧内に示された時間は仮想モード(irrealisの解釈)で使用される場合の時間枠である。このような法時制と時間指示の図式からは整然とした対応関係が浮かび上がって来ず，記述がちぐはぐになっているのが目立つ。まず現在時と未来時が常に相互包含的で，未来時を含めないで現在時を言及する法時制も，また現在時を排除して未来時のみを指す法時制も存在しないという一般化が(7)ではとらえられていない。そのため6種の法時制で現在時・未来時を併わせて繰り返し表現しなければならない余剰性を含んでいる。一つの改善策を示せば，現在時・未来時を“非過去時”と一体化する方法がある。こうすれば時間枠を非過去時と過去時の2単位に還元して指摘した冗長部分を取り除くことができ，(7)は(8)のように書き改められる。

(8) 語形類	時間指示
AMO	非過去時
AMARÉ	非過去時
AMABA	過去時(非過去時)

AMÉ	過去時
AMARÍA	過去時(非過去時)
AME	非過去時
AMARA[AMASE]	過去時(非過去時)

一般に法時制の名の下に区別されている形式の中で AMABA と AMÉ はアスペクト（非完結相 / 完結相）が関与する対立であって、非現実モードでの時間枠シフトが許容されないのは完結相固有の特質とみなすならば、AMÉ を除く 6 語形類の時間指示の仕方には 2 様しかないことがわかる。即ち、非過去時を指示するか過去時（仮想モードで非過去時）に言及するかのどちらかしかないことがわかる。本節の冒頭で述べたように、もし「時制」概念の基幹を時間枠指示に絞り込むならば、前記の時間指示様式をそのまま時制と読み換えることができ語形クラスと同数の時制種別を仮定する必要性も根拠もなくなる。以上のような観点から“現在”“過去”“未来”の 3 時制単位（or 凝似時制）を設ける分析は不適切であり、法に対して同格化された時制をめざそうとするならば、なおさらその下位範疇は 2 区分でなければならない。

この 2 種の下位カテゴリーにどのようなラベルを付すかは § 1.2. で見たように用語法の問題で、文法範疇の決定方法や分析結果の本質にかかわるものとは思われない。例えば、(7)(8) で用いた用語から“時”を削除して、「非過去」「過去」を時制名に転用することもできよう。あるいは非過去を I,^{注7} 過去を II と換称し時間性を連想させる語を意識的に避ける方法もあるし、現文法界に広く流通している現在・過去で代用する手もある(cf. 出口1980b)。

(9) 語形類	時 制 名 称	
	(a 案)	(b 案)
AMO	非過去	I
AMARÉ	非過去	I
AME	非過去	I
AMABA	過 去	II
AMARÍA	過 去	II
AMARA[AMASE]	過 去	II

2.1. 「推定法」の意味論的根拠

さて、(9)で示されるとおり AMO, AMARÉ, AME が1つの時制に, AMABA, AMARÍA, AMARA[AMASE] がもう1つの時制に指定されるとすると, 各時制内の3つの語形クラスは何を対立基準とするのであろうか。AMO と AMARÉ を直説法と呼ばれる同一の法カテゴリーに入れ, AME を接続法に帰属させるのがこれまでの西文法の定説である。しかし拙稿(1980 a, b)で考察したようにこれら3形式は時制においては対立せず, むしろ“叙法”に関して対立関係にあるという分析を支持する証拠は少なくない。この角度からの「未来」廃止論へ到る過程については前2稿で扱ったので詳論を差し控えるが, AMO と AMARÉ を法対立に位置づける見解は伝統的な「法」の定義と矛盾しないばかりか, 叙法の意味論的仮説を擁護し精密化するのに貢献するものである。

まず叙法の規定法に関し注釈が必要であろう。叙法は動詞形態の一部にあって話し手の命題に対する主観的判断を表現すると言われる。出口(1982)はやや曖昧なこの“判断”をさらに限定し, 言語化の対象となる事象の各々(=命題)の真偽に関する話者の多值的認識で, 真実性の単純な濃淡ではなく, 語用論上の雑多な因子を内蔵させた(10)のような複合包括的な判断であるとした。

- (10) a. 命題が真である認識の確度
- b. 命題が真である確率
- c. 命題が真であることを表出する直接性の度合
- d. 命題が真である可能世界と現実世界との観念的距離

これまで同一叙法内に分類されて来た AMO と AMARÉ の関係及び, AMABA と AMARÍA の関係は上の基準を受け入れるならば, 正しく異なる叙法の対立ととらえられる。

- (11) a. Rosita tiene ahora unos 18 años.
- b. Rosita tendrá ahora unos 18 años.
- (12) a. Mañana partimos a las ocho.
- b. Mañana lloverá.

例文(11)で AMO 形の tiene と AMARÉ 形の tendrá も ahora で示される同じ時間枠に言及しているが, その命題真性に対する主張の度合と, その基礎となる確率判断の相違を話し手は a. b. 文内の動詞叙法により対立

実現させている。文(12)の *partimos, lloverá* は共に未来時 “*mañana*” の事象を述べるが、ここでも予定としての真性を直接表現しようとする(a)文と、叙述命題が元来蓋然的な “降雨” を推測する(b)文との差は話者の法性判断を示していると見るのが妥当であろう。また過去時制においても同様な法概念の対比を AMABA 形と AMARÍA 形の間に見出すことができる。

(13) a . *Rosita tenía entonces unos 18 años.*

b . *Rosita tendría entonces unos 18 años.*

そこで拙稿(1980b, 1982)では AMARÉ, AMARÍA を直説法から独立させて新たに設定した叙法範疇「推定法」に指定すると共に、推定法を直説法と接続法の間位置づけた。その背後にある法性は、命題真偽の両極に偏在する直説法性、中央にある接続法性との推移帯に対応すると分析した結果である。3つの下位法概念の位相は基本的に(14)であるとみなすのに誤りが無いと思われるが、推定法には他の2法にない特徴も併せもつので、独自の規定を与えるとすれば(15)のようになるだろう。

(14) 真 ←—————→ 偽
直説法 推定法 接続法 no+接続法 no+推定法 no+直説法

(15) 推定法：所与の状況から一つの可能世界を想像・推定して述べる。

推定法の AMARÉ 形と AMARÍA 形が推量や未来時の予定・話者の意志を表現するのは上記の定義に適合する。またこの法カテゴリーの特徴である条件構文帰結節での多用も(15)で示される法価で適切に説明され得る。*apódosis* は、元々、時間概念の上で “未来” や “過去から見た未来” に属さねばならぬ必然性はなく、むしろこの語形類が標識化する法性、直説法ほど真偽が断定的でなく同時に接続法ほど陰否的でないというその中間的な法性に帰す方がより自然ではなからうか。

2.2. 「推定法」の統語的根拠

前節で提案したような意味的な基準は客観性に欠け重要な文法カテゴリーの措定としては不十分であるという批判が出されるかも知れない。特に叙法を統語的に分析し意味を排して処理しようとする立場からは(14)(15)は不満であろう。筆者は以下で推定法を他の2法から判別するシンタクシス

上の基準が存在することを論じるが、その前に叙法の統語的定義と称されるものに一言コメントを加えておく。叙法の弁別を一定の統語枠で行うことができるけれども、叙法に関するすべてのあるいはほとんどすべての対立を統語的に説明することは不可能であることは叙法論争の帰趨としほぼ承認される所であろう (cf. 出口1981a, 1982, 1983a)。Bello(1860: §452)にその典型が見られるように、あるタイプの動詞, p. ej. saber (肯定形)に支配される従属文に出現し得る動詞の語形集合を直説法, 出現しない語形クラスを接続法と規定する方法がある。ただし、この場合直説法の認定手続きが統語的なことを意味するだけあって、IND / SUBJ の分布が統語的条件に依存することが証明された訳ではない。直説法 vs 接続法を統語的環境によってのみ条件づけることが不可能であったのと同様に、推定法の生起を *sintaxis* に環元することはできないであろう。しかし推定法を統語的に定義することは可能である。

(16)に見られるように、「時」の副詞的従属節の1種である *cuando* の節内で AMARÉ, AMARÍA の両形は出現できない。

- (16) a . Se lo digo cuando viene.
 b . Se lo decía cuando venía.
 c . *Se lo diré cuando vendrá.
 d . Se lo diré cuando venga.
 e . Se lo diré cuando vendrá.
 f . Dijo que se lo diría cuando viniese.
 g . *Dijo que se lo diría cuando vendría.
 h . Se lo diré cuando haya venido.
 i . *Se lo diré cuando habrá venido.
 j . Dijo que se lo diría cuando hubiera venido.
 k . *Dijo que se lo diría cuando habría venido.

即ち、上のような統語枠に受容される動詞形を非推定法に、排除される語形を推定法に規定すればよいことになる。次に、前出(15)の意味論的定義とここでの統語的規定と間には密接な関係があり、AMARÉ, AMARÍA を時制の異形とみなす説よりも首尾一貫した説明力を持つことを示そう。

上例のような *cuando* 等の時の副詞節や、(17)の *si* 条件節でなぜ AMARÉ 形と AMARÍA 形が生起できないのかについては、これまでの時制論の枠

組みでは有効な説明がなかった。

- (17) a . *Si vendrás mañana, ...
 b . *Si vendrías al día siguiente, ...
 c . *Si habrás venido mañana, ...
 d . *Si habrías venido al día siguiente, ...

この種の環境で“未来”時制が許容されないと一律に述べることはできなかった。なぜなら接続法未来はむしろ(17)のような *prótesis* が中心的な用法だからである。また時間的後起性を表わすはずの *AMARÉ*, *AMARÍA* が条件節の内部で用いられないというのも妙である。未来時指向と条件の設定とは何ら意味上の衝突を引き起こさないからである。とすると (16e, g, i, k) や (17) はスペイン語統語論の偶然的 *gap* として放置せざるを得ないのだろうか。

もし両形を同一の法範疇として扱い(15)の規定を与えるとするならば、上述の統語環境での *AMARÉ*, *AMARÍA* 及び関連複合形の非文法性は自然な説明が可能になるだろう。*si* 条件節や *cuando* などの時の副詞節はある状況を設定する場合に用いられるが、推定法は与件（非明示的などときもある）から世界を創造する意味機能を本務としているので、これと正反対な状況設定を目的にし得ないため、このような統語的制約が存在すると解釈することができる。

3.

新たな3法・2時制体系は、勿論、複合形をカバーするものであるが、一般に“完了”と称されている範疇が「時制」概念とどのような関係に立つかは本稿では扱われなかった。この点は今後解明されるべき課題の1つで、さらに詳論を必要とする「時制」の意味的構造(*cf.* 出口 to appear)を含めてスペイン語時制システムを再考したいと考えている。

(1986年9月30日)

[注]

1. ある種の動詞語形に対する法の帰属をめぐる論争では法・時制の分類法に係わり時制カテゴリーの数が問題となった。しかし時制下位範疇である現在・過去・未来の鼎立は不動の共通項であった。
2. 例えば Rallides(1971)。

3. 表(1)に示した動詞形がこのようなラベル代わりに用いられる。表では省略されている AMARE (通称, 接続法未来), HUBE AMADO (通称, 直説法直前過去), AMA (通称, 命令法現在) を加えると合計18形となる。なお AMA では2人称単数形を代表語形とする。
4. “o以外の母音”+sを「2人称」の marker と分析し、「複数」(但し2人称の場合のみだが) は-i-で標識化されるという主張があるかも知れない: v. gr. ama-s, ama-i-s; amba-s, amaba-i-s, etc. また俗語形 amastes の発生はこの説を裏付けるという見方も可能だが, paradigm 全体として両カテゴリーが2形態素として分離実現されるとするのは無理であろう。
5. 単純形と複合形(完了形)の対立は $t_1 t_2$ と同次元で対置される別時制, 例えば $t_3 t_4$, ではなく T から拡張される副時制子に負うと見られる。
6. ある法下位範疇とある時制範疇にそれぞれ対応する意味概念が近接干渉するためにその境界が不明瞭になる状況が生じ得ることは事実であるが, このことと統語カテゴリーとして両者が一言語の文法で弁別されることとは無関係である。
7. Hernández Alonso (1984: 343) は, 接続法に事実上時制範疇を否認する立場から AME を接続法第1形, AMARA を第II形と呼び, 「現在」「過去」を避けている。小論は接続法にも時制対立は健在であるとした上で, 全法で第I時制, 第II時制とする提案を示している。

REFERENCES

- Bello, Andrés (1860). *La gramática de la lengua castellana*. Edición crítica de Ramón Trujillo, 1981.
- Hernández Alonso, César (1984). *Gramática funcional del español*. Ed. Gredos, Madrid.
- Luján, Marta (1978). Clitic promotion and mood in Spanish verbal complements. —*Recherches Linguistique à Montréal* 10, 103-190
- Rallides, Charles (1971). *The tense aspect system of the Spanish verb*. Mouton, The Hague.
- Real Academia Española (1973). *Esbozo de una nueva gramática de la lengua española*. Espasa-Calpe, Madrid.
- Resnick, Melvin C. (1984). Spanish verb tenses: their names and their meaning. —*Hispania* 67, 92-99
- Sandoval, Maria (1984). A propositional classification of Spanish sentences. —*Coyote Papers* 5, 120-152.
- 出口厚実 (1980a). Mood, modal, and tense in Spanish. —*Linguística Hispánica* 3, 87-101
- (1981 b). ムードとモード: スペイン語における法性をめぐって. —*Estudios*

Hispánicos 7, 59-71.

- (1981 a). 接続法と陰否性：スペイン語叙法分析の一視点。—大阪外大学報 52, 19-37
- (1981 b). Notas sobre la negación. —*Lingüística Hispánica* 4, 47-62.
- (1982). スペイン語における叙法と法性。—大阪外大学報 56, 1-16.
- (1983 a). スペイン語叙法論における否定の役割。—大阪外大学報 62, 1-16.
- (1983 b). 節の統語型と叙法。—*Hispanica* 27, 20-36.
- (1986). スペイン語に「未来」はあるか。—第6回SELEK. 於中津川研修センター。
- (to appear). Un nuevo modo “presuntivo” en substitución de los tiempos futuro y condicional. —*Lingüística Hispánica* 9.